

亀山市告示第163号

亀山市森と緑づくり活動補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年10月15日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市森と緑づくり活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、市内において緑豊かなまちづくりに取り組む団体等に対し補助金を交付することにより、森林を社会全体で守り育てる活動を促進し、もって災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林保全任意団体 市内に存在する森林づくりに関わる活動を自主的に行っている市長が認めた団体をいう。
- (2) 施設管理者 亀山市公共建築物等木材利用方針第3の1の(2)に規定する建築物で市内に存するものの管理者をいう。
- (3) 特定工場 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する特定工場で市内に存するものをいう。
- (4) 工場・事業所 敷地面積が3,000㎡以上の工場又は事業所で市内に存するものをいう。ただし、前号に規定する特定工場を除く。
- (5) 里山 集落又は農地の周辺にあり、生活や農業に利用

されてきた森林をいう。

( 補助金の名称 )

第 3 条 この告示により交付する補助金は、亀山市森と緑づくり活動補助金 ( 以下「補助金」という。 ) という。

( 補助対象事業 )

第 4 条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 里山・竹林生活環境保全支援事業
- ( 2 ) かめやまの木づかい支援事業
- ( 3 ) 緑あふれるまちづくり支援事業

( 補助金の交付対象者等 )

第 5 条 前条各号に規定する補助対象事業の補助金の交付対象者 ( 以下「対象者」という。 )、事業の内容及び補助対象となる経費は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 前項の規定に係わらず、里山・竹林生活環境保全支援事業の交付対象者のうち次の各号のいずれかに該当する団体は当該補助事業の補助金の交付対象外とする。

- ( 1 ) 市内に事務所を有するが、その活動を市内で行っていない団体
  - ( 2 ) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体
- ( 補助金の額等 )

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象事業に要した補助対象となる経費の額 ( その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ) とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- ( 1 ) 里山・竹林生活環境保全支援事業 1 0 0 万円
- ( 2 ) かめやまの木づかい支援事業 2 0 万円
- ( 3 ) 緑あふれるまちづくり支援事業
  - ア 地域まちづくり協議会に交付する場合 3 0 万円
  - イ 特定工場に交付する場合 3 0 万円

ウ 工場・事業所に交付する場合 20万円

2 補助金は、1の事業に対して1回に限り交付する。ただし、里山・竹林生活環境保全支援事業で1年度を越えて継続的に実施する事業に対する補助金は、3年度を限度として1の年度ごとに交付することができる。

(補助金の対象期間)

第7条 補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に実施した事業に対して交付する。

(1) 里山・竹林生活環境保全支援事業 平成26年度から平成30年度まで

(2) かめやまの木づかい支援事業 平成26年度から平成28年度まで

(3) 緑あふれるまちづくり支援事業

ア 地域まちづくり協議会に交付する場合 平成27年度から平成30年度まで

イ 特定工場に交付する場合 平成26年度から平成30年度まで

ウ 工場・事業所に交付する場合 平成26年度から平成30年度まで

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付に関する手続等については、亀山市補助金等交付規則(平成17年亀山市規則第32号)の定めるところにより行う。

2 里山・竹林生活環境保全支援事業で1年度を越えて継続的に事業を実施する場合は、1の年度ごとに手続等を行うものとする。

3 補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書に添付する書類は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の経理)

第9条 対象者は、補助事業に係る経理について、その収支

の事実を明確にした証拠書類を作成し、かつ、これらの書類を対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(公表)

第10条 市長は、透明性の高い運営に努めるため、補助事業に係る実績等を公表するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

別表第 1 ( 第 5 条 関 係 )

補助対象事業	交付対象者	事業の内容	補助対象となる経費
里山・竹林生活環境保全支援事業	自治会、地区コミュニティ、地域まちづくり協議会、NPO団体、森林保全任意団体	<p>1 民家周辺に道路等隣接した山において実施する植栽、下刈、間伐、歩道整備など継続した保全活動</p> <p>2 民家周辺に竹林において実施する竹、雑草の伐採、搬出、処理などの継続した整備活動</p>	<p>外部委託料（全面委託は不可。危険な作業で実施できない場合に限る）、外部指導者への謝金及び旅費、傷害保険代、燃料費、車両等賃借料、事務用消耗品費及び印刷製本費、資機材の購入（苗木、支柱、肥料、鎌、鋸及びチェーンソーに限る。）で事業実施に必要な経費</p>
かめやまの木づかい支援事業	施設管理者	<p>亀山市産材で製作された家具の購入及び施設への設置</p>	<p>机、椅子（屋外ベンチを含む）、本棚及び下駄箱等の木製家具の購入に必要な経費</p>
緑あふれるまちづくり支援事業	地域まちづくり協議会、特定工場及び事業所	<p>緑化活動に要する緑化資材の購入及び施設への植栽。（但し、特定工場及び工場・事業所については敷地内での植栽とする。）</p>	<p>苗木（1本あたり1万円以内）、芝生、肥料及び支柱等の購入に必要な経費</p>

別表第2（第8条関係）

補助対象事業	補助金等交付申請書	補助事業等実績報告書
里山・竹林生活環境保全支援事業	1 規約 2 役員・構成員名簿 3 整備箇所位置図 4 活動計画書 5 土地使用承諾書 6 作業前写真 7 維持管理誓約書	1 活動中の写真 2 活動記録 3 領収書
かめやまの木づかい支援事業	1 見積書 2 設置前写真	1 領収書 2 設置後写真 3 亀山市産材である旨の証明書
緑あふれるまちづくり支援事業	1 見積書 2 植栽計画書 3 植栽前写真 4 維持管理誓約書	1 領収書 2 植栽後写真